

平成31年度 社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

少子高齢化と人口減少が進む中、核家族や一人暮らし高齢者の増加など家族の形態が多様化し、以前なら家族や近くに住む住民同士の助け合いで解決できたことが困難になり、誰にも相談できず地域から孤立し、経済的な困窮や、ひきこもり、孤独死など問題が深刻化するケースが増え、地域での助け合いや支え合い活動が低下しています。

一方、近年各地で災害が多発する中、被災地でのボランティア活動では、住民同士が互いに支え合い助け合うことの大切さが再認識されています。

このような状況の中、社会福祉協議会は、地域に暮らす人々が共に支え合い、公的な福祉サービスだけに頼らず、行政や福祉関係者と協力し地域全体で、福祉課題の解決に取り組んでいく地域づくりを推進します。

【基本理念】

すべての人が地域で共に生き、支え合う「つながる」まちあぐい

【重点項目】

- 1、住民による見守り活動や支え合い活動の推進
- 2、福祉活動に参加する担い手の育成
- 3、ボランティア活動への参加促進
- 4、地域共生社会を目指した地域の連携づくり

【事業内容】

1、法人運営事業

(1) 理事会・評議員会

法令を遵守して理事会・評議員会を開催し、社協の事業運営に関する重要事項を審議します。

ア 理事会

6月 事業報告と決算の承認・正副会長の互選、12月 補正予算、
3月 事業計画と予算の承認

イ 評議員会

6月 事業報告と決算の承認・理事監事の選任、12月 補正予算、
3月 事業計画と予算の承認

(2) 監事監査

5月に法人の業務執行状況や財産状況について、監事による監査を実施します。

(3) 評議員選任・解任委員会 6月、12月

評議員選任・解任委員会で、評議員の選任や解任の決定を行います。

(4) 月例会

毎月、正副会長と事務局で社協の事業運営について協議し、情報を共有し全体の調整を行います。

(5) 福祉サービス苦情解決体制

苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員による苦情解決体制を整備し、社協への苦情は社協全体の課題として問題解決を図ります。

(6) 職員の資質向上

県社協等が行う外部研修への参加や虐待・認知症・身体拘束などについても職場内でも研修を行い、職員の資質向上を図ります。

(7) 社協広報「あぐいの福祉」の発行

「あぐいの福祉」は、社協への住民の理解が深まるよう、毎号編集委員会で内容を検討し、年4回発行します。

(8) 声の広報の発行

社協や町の広報を「声の広報ボランティアあいうえお」の協力で、CDに音訳し「声の広報」として、視覚障がい者に情報提供します。

(9) 全国社協の福祉救援活動資金への協力

全国社協が、災害発生時の災害救援ボランティアセンターへの資金援助を目的に設置した拠金に協力します。

2、地域福祉推進事業

(1) 社協会員の募集

住民参加の地域福祉を推進するため、行政協力員会や民生委員児童委員協議会の協力を得て、5月に社協会員の募集を行います。地域福祉活動の財源基盤を強化するため、特別会員、賛助会員の加入促進を図ります。

(2) 先進地社協等視察研修

理事、監事、評議員と先進的な地域福祉活動に取り組む社協を視察し、本町社協の運営や地域福祉推進の参考にします。

(3) 小地域福祉活動事業

行政区（小地域）の関係者が行う、住民同士の見守り活動（ふれあい訪問）や支え合い活動（サロン活動）による小地域福祉活動を推進します。

(4) 車いすの貸出し事業

高齢・障がい・けがで車いすが必要な方に、10日以内（子ども用車いすは6か月以内）で、車いすを無料で貸出します。（介護保険で車いすが利用できる方は除きます。）

(5) 福祉相談の実施

地域の福祉課題の相談は、行政関係機関や地域包括支援センター、民生委員児童委員等と協力し、福祉課題の解決にむけ支援します。

(6) 愛知県社会福祉大会への参加

10月開催の県社会福祉大会に参加し、地域福祉の普及啓発に協力します。

(7) 地域福祉計画推進事業（町受託事業）

行政が住民や福祉事業所等と協働し、福祉課題解決の仕組み作りを進めるための社会的孤立防止ネットワーク会議、参加ネットワーク会議、担い手ネットワーク会議や住民福祉懇談会、オヤジ塾などの事業に協力し域福祉計画を推進します。

(8) 地域福祉計画策定事業（町受託事業）

第2次阿久比町地域福祉計画策定業務を、平成31年度、32年度の2年間で受託し、地域住民、行政関係機関、福祉関係者と連携して計画作りを推進します。

3、ボランティアセンター活動事業

(1) ボランティアセンター運営委員会

ボランティアセンターの機能強化を図るため、運営委員会を3月に開催し、ボランティアセンターの事業計画等を検討します。

(2) ボランティア相談

施設や住民からのボランティア活動への相談やボランティアの募集や照会などを行います。

(3) ボランティア活動保険等の加入事務

ボランティア活動中のけがや事故に備え、ボランティア活動保険やボランティア行事保険への加入事務や相談を行います。

(4) ボランティアグループへの助成

ボランティア活動に参加しやすい環境整備のため、ボランティアグループに予算の範囲内で活動費を助成します。

(5) 精神障がい者居場所事業

あぐいで楽しく集まろう会やさざなみカフェの事業を、隔月に開催し、町内在住の精神障がい者が気軽に参加できる居場所づくり活動を支援します。

(6) 音訳ボランティア養成講座

声の広報づくりに参加するボランティアを養成するため音訳ボランティア養成講座を開催します。

(7) サマーボランティアスクール

夏休みに中学生や高校生が、福祉施設でボランティア活動を体験しボランティア活動への理解を深めます。

(8) ボランティア連絡会・ボランティア交流会

ボランティア連絡会を開催し、町内ボランティアグループ間のネットワーク作りを図り、ボランティア交流会でボランティアグループ相互の交流と情報交換を図ります。

(9) 災害救援・福祉救援ボランティア活動の推進

災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、災害ボランティアコーディネーターと防災ボランティアを養成します。

(10) 災害ボランティアセンターの整備

災害ボランティアセンターに必要な資材や機材を点検し必要な物を整備します。

(11) ボランティア情報「あぐいグイグイネット」の発行（町受託事業）

「あぐいの福祉」にボランティア情報「あぐいグイグイネット」を年4回掲載し、ボランティア活動への参加・啓発を図ります。

(12) 福祉実践教室（町受託事業）

町内の小中学校の児童や生徒を対象に、障がい者への理解と思いやりや助け合いの心の育成を目的に福祉実践教室を開催し、車いす、手

話、点字、視覚障がい者ガイドヘルプ体験等を行います。

(13) 手話奉仕員養成研修事業（町受託事業）

手話奉仕員養成講座基礎編を開催し、手話の学習を通じ、聴覚障がい者への理解を図ります。

4、共同募金配分金事業

(1) 老人福祉活動

ア いきいきクラブ連合会への助成

いきいきクラブ連合会に活動費を助成し団体の運営を支援します。

イ いきいきクラブ友愛活動の支援

いきいきクラブが会員を対象に行う、見守り活動、支え合い活動、独自活動などの友愛活動を支援し、いきいきクラブへの会員の入会促進を図ります。

ウ いきいきクラブ社会奉仕活動の助成

いきいきクラブ連合会が、地域の公園等で行う清掃作業などの社会奉仕活動に助成します。

エ みんなの敬老会への協力

いきいきクラブ主催の「みんなの敬老会」の開催に協力し、参加者に記念品を贈呈します。

(2) 障がい児・者福祉活動

ア 障がい者団体への助成

身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会に活動費を助成し団体の運営を支援します。

イ 障がい者大運動会への協力

町身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会主催の運動会に協力し、障がい者の社会参加を支援します。

(3) 児童・青少年福祉活動

ア 子ども会連絡協議会への助成

子ども会連絡協議会に活動費を助成し団体の運営を支援します。

イ 福祉協力校への助成

町内の4つの小学校、阿久比中学校、阿久比高校に福祉活動費の助成を通じて福祉教育の推進を図ります。

(4) 母子・父子福祉活動

ア 母子寡婦福祉会への助成

母子寡婦福祉会に活動費を助成し団体の運営を支援します。

イ 一人親家庭レクリエーション大会の開催

町内在住の一人親家庭を対象に、夏休みに日帰りバス旅行を開催し一人親家庭の交流を図ります。

(5) 福祉育成・援助活動

ア 遺族会への助成

遺族会に活動費を助成し団体の運営を支援します。

イ 送迎サービス

町内在宅で移動に車いすが必要な方に対し、社協の福祉車両を使い運転ボランティアによる送迎サービスと、福祉車両の貸出しによる送

迎サービスにより、外出支援を推進します。

ウ ホームページによる情報発信

社協活動やボランティア活動情報をホームページより発信し、スマートホンやタブレットからも容易に情報検索ができるようにします。

エ 社協広報「あぐいの福祉」の発行

10月号の「あぐいの福祉」は、共同募金特集号として発行します。

オ 社会福祉大会の開催

福祉功労者等の表彰と福祉講演会を12月に行い、地域福祉やボランティアへの理解と関心を高めます。

カ 生活困窮者への食糧支援

食べ物に困っている生活困窮者に対し、食糧支援を行っているセカンドハーベスト名古屋と提携して食糧支援を行い、行政関係機関と連携し自立促進を図れるよう支援します。

(6) 歳末たすけあい活動

町内在住の生活保護世帯に、歳末たすけあい見舞金を支給します。

5、資金貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得者世帯等に対し、個別の状況に応じた資金を、専門機関等と連携して貸付支援や償還の相談等を行います。

資金の種類 福祉資金、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活福祉資金等

(2) くらし資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯が、一時的に生活困難となった場合、くらし資金の貸付支援を行います。貸付額は10万円以内で、貸付日から9か月以内に償還（町内在住の連帯保証人が必要）

6、居宅介護等事業（ホームヘルプ事業）

(1) 訪問介護事業

要介護1から要介護5の高齢者にホームヘルパーが訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や買物、調理、掃除、洗濯等の生活援助で在宅生活を支援します。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援の人や事業対象者の高齢者にホームヘルパーが訪問し、買物、調理、掃除、洗濯等の家事援助で在宅生活を支援します。

(3) 障がい者居宅介護事業

身体障がい、知的障がい、精神障がい者にホームヘルパーが訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や買物、調理、掃除、洗濯等の家事援助で在宅生活を支援します。

7、居宅介護支援事業

ケアマネジャーが、要介護の高齢者に対するケアプランの作成、要支援や事業対象者に対する介護予防ケアプランを作成することや、サービス担当者会議を開催し、本人や家族の意向に基づき、本人、家族及びサービス事業者と医療・保健・福祉の専門職並びに地域のボランティアなどが協働して、在宅生活が継続できるように支援します。

また、毎月、利用者のモニタリングを行い、サービスの実施状況の把握、相談、サービス事業者との連絡調整、給付管理・請求事務を行います。

8、心配ごと相談事業

民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談員等の相談員が、日常生活の困り事や悩み事への相談助言を行います。

相談日 第1、第3木曜 午前9時30分～11時30分 中央公民館

9、基金運営事業

住民等からの寄付を福祉基金に積立て、基金からの利息を、小地域福祉活動の支え合い活動や見守り活動、ボランティア養成の財源に活用します。

10、日常生活自立支援事業

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な人の、福祉サービス等利用、利用料支払い（金銭管理）、書類等の預りなどを、生活支援員、県社協、関係機関と協力して行い、地域で自立した生活ができるよう支援します。

(2) 権利擁護サポーター講座への協力

知多地域成年後見センターの行う成年後見制度のサポーターや日常生活自立支援事業の生活支援員の養成を目的に行う権利擁護サポーター講座の開催に協力します。

11、生活支援体制整備事業（町受託事業）

生活支援コーディネーターを1名配置し、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられる地域包括ケアシステムの構築に向けた様々な取り組みを行います。

第1には、地域にある社会資源の把握に努め、情報発信して、住民の社会参加を促進することで介護予防効果を高めます。また、ニーズアンケートを行い、住民の生活課題を把握して、不足している生活課題を解決する生活支援サービスを顕在化し、生活支援サービスの担い手の育成や新たな生活支援サービスの創出を行います。

第2には、地域の住民同士のネットワークづくりについて協議する

協議体の設置に向けて取り組みます。また、関係者間の情報共有が図れるようネットワークづくりについても取り組みます。

12、その他

- (1) 知多郡社協、知多ブロック社協、愛知県社協への参加協力
各種会議や研修会への参加、郡社協主催の優良児童等顕彰式の開催に協力します。
- (2) 町地域包括ケア推進会議、町障がい者自立支援協議会への参加
健康介護課所管の地域包括ケア推進会議、住民福祉課所管の障がい者自立支援協議会に参加します。